

別府市監査委員告示第5号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 総務部
 総務課、職員課、契約検査課、市民税課、資産税課、債権管理課

令和7年10月17日

別府市監査委員 姫 野 綾

同 市 原 隆 生

同 藤 野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和２年監査委員告示第２号）に準拠し、本監査を実施した。

１ 監査の種類

地方自治法第１９９条第１項に規定する財務監査及び同条第２項に規定する行政監査

２ 監査の対象

総務部各課（総務課、職員課、契約検査課、市民税課、資産税課、債権管理課）の原則として令和６年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

３ 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- （１）住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- （２）常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

４ 監査の主な実施内容

監査に当たり、総務部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- （１）総務部の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記３の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重 点 監 査 項 目		
共 通 項 目	現金取扱事務	現金の出納及び保管について
	支出事務	旅費及び費用弁償について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について

共通項目	財産管理事務	公印の管理について
		公有財産の管理について
個別項目	総務課	庁用自動車の運行管理について
	職員課	産業医について
		出納員・分任出納員の任命について
	市民税課 資産税課	公示送達について
		市税の減免について
	債権管理課	滞納整理及び不納欠損について
	総務課	工事の施工状況について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、総務部各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和7年8月21日から令和7年10月17日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部に是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 共通項目

公有財産の管理について

(総務課)

公有財産貸付台帳は整備されていたが、記載内容で、不適切な用語を使用している事例や借受人及び連帯保証人を変更していない事例が見受けられた。

別府市公有財産規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 個別項目

産業医について

(職員課)

産業医の法令等に基づく職務が、依然として一部を除き実施されていなかった。関係法令等に基づき、適切に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。